



くれ

1032 号

2026 年 7 月 7 日

郵政産業労働者ユニオン

呉支部発行

←中国地本HPへ
PC・スマホ等からこの
情報が閲覧可！

メールはこちら→

交通事故は自己責任



ブラックジャックによろしく 佐藤秀峰

呉市内と焼山地区を結ぶ平谷線は大雨が降ると行政により『通行止め』となります。

6月25日9時から27日11時まで平谷線は『通行止め』でした。しかし、呉局の判断により焼山方面の配達は平谷線を通して行われました。

6月26日の夕方、上二河トンネル入口付近で

乗用車が側溝に脱輪して警察が交通整理を行いました。

ふと、『通行止め』区間で事故を起こすと行政処分や保険はどうなるのか気になったのでググってみました。

通行止めを無視する行為は道路交通法違反に該当します。

通行禁止違反…違反点数

数2点、反則金(普通車…7千円)が科されます。

警察官等通行禁止制限違反・災害時などに警察官の指示を直接無視した場合、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金(悪質な場合は最高50万円)の刑事罰対象になります。

また、集中豪雨や災害などで道路管理者が「通行止め」を出しているのに進入すると、道路法違反として、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられる可能性もあります。

車両保険の適用除外…重大な過失・法令違反(通行止め無視)があるため、自身の車の修理代を補償する「車両保険」は免責(不払い)と判断される可能性が極めて高いです。

災害の危険があるので、行政は『通行止め』を発令しています。これを無視することは、命を危険にさらすことになります。配達先のお客様が「命懸けで来ちゃたんじゃね」と言われてハッとしました。

労働安全衛生法は、使用者に対し労働者の安全を確保する義務を課しており、危険な作業をさせて災害が起きると行政処分や刑事罰の対象となります。得ると説明されています。

通行止めを無視して進入し、第三者や従業員にケガを負わせた場合には、運転者だけでなく、指示を出した会社側の責任者が業務上過失致死傷などに問われる可能性があります。

災害に遭わないだろうと『通行止め』を無視して通行するのではなく、災害に遭うかもしれないと考え、別の方策を行うことが命を守る行為ではないか！

呉郵便局は、このコンプライアンス違反をどうするつもりなのだろうか？

因みに、『通行止め』の期間、公共交通機関のバスは運行を見合わせました。お客様と運転手の命を守る適切な処置だと思います。

今後の予定

- 7月12日(日) 9:30～
第15回中国地方大会
広島市東区地域福祉センター
- 7月14日(火) 17:00～
第11回呉支部執行委員会
支部事務所